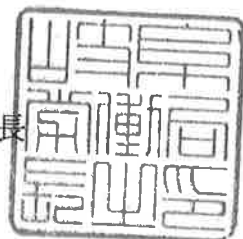


両立支援等助成金支給決定通知書

令和元年6月3日

社会福祉法人大東福祉会
理事長 杉原 浩志 殿

岐阜労働局長



平成31年3月29日付けで、支給申請のあった下記1の助成金については、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

1 助成金の種類 育児休業等支援コース（育休取得時）

2 支給決定番号 第21-30-089号

3 支給決定年月日 令和元年6月3日

4 支給決定金額 285,000円

5 一部不支給の場合
(1) 不支給とする部分
(2) 不支給決定金額

円

(注意事項)

1 次のいずれかに該当した場合は、両立支援等助成金の返還を求めます。

- (1) 不正行為により助成金の支給を受けた場合
- (2) 助成金の支給すべき額を超えて支給を受けた場合
- (3) 支給の目的に違反した場合

2 助成金の支給に関しては当労働局長が必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。

3 本支給決定に係る関係申請書類は、支給決定の翌年度から5年間保存しておいてください。

4 両立支援等助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断しています。

※ 寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。